

会員の慶弔並びに災害見舞いに関する規程

第1条 (総則)

東京都看護協会会員の慶弔並びに災害見舞いに関する内規を次のように定める。

第2条 (会員の叙勲)

会員の叙勲の場合は、会長名で祝電と生花(花束)をおくり祝意を表する。

第3条 (会員の死亡)

会員の死亡の場合は、弔慰金 10,000 円をおくり弔意を表する。

第4条 (会員の傷病)

- 1 会員が会務中負傷し1ヵ月以上の入院加療を要する場合は、傷病見舞金 10,000 円を給付する。
- 2 会務中に集団的に発生した傷害、疾病並びに広範囲にわたる災害については、常任理事会で審議し決定する。
- 3 前2項に規定する会務中とは、会長の命による出張途上における傷害を含む。また、会務中といえども私的行為中に生じた傷害は除外する。

第5条 (会員の罹災)

会員が火災、風水害、震災等により主たる本拠地(現在の住居)が損害を受けた場合は、次に定める災害見舞金を給付する。

1 火災の場合

- 全 焼 20,000 円
- 半 焼 10,000 円

2 風水害の場合

- 全 壊 20,000 円
- 半 壊 10,000 円
- 傾 斜 10,000 円
- 床上浸水 10,000 円
- その他 10,000 円

(傾斜、床上浸水と同等と認められる場合)

3 地震の場合

- 全 壊 20,000 円
- 半 壊 10,000 円
- 傾 斜 10,000 円
- その他 10,000 円

(傾斜と同等と認められる場合)

第6条（申請権者）

弔慰金、傷病見舞金及び災害見舞金の申請は次の各号の一に該当する者に限り行うことができる。

（1）弔慰金

会員の2親等以内の親族並びに所属施設長及び地区理事

（2）傷病見舞金

本人、所属施設長及び地区理事

（3）災害見舞金

本人、所属施設長及び地区理事

2 前項による申請が重複した場合には、先に申請があった者の申請を優先する。

第7条（申請）

1 弔慰金等の申請

別に定める退会届の弔慰金申請欄に記入のうえ、死亡または葬儀等の事実を確認できる書類を添付して申請するものとする。

2 傷病見舞金の申請

別に定める傷病見舞金申請書に医師の診断書（病名・療養期間・病状等を記載）を添付して申請するものとする。

3 災害見舞金の申請

別に定める災害見舞金申請書に行政機関から発行された罹災証明書の写しを添付のうえ申請するものとする。

4 申請期限

申請は、事由発生の日から6ヵ月以内に提出するものとする。

第8条（給付の制限）

故意に給付の事由を生じさせた場合は、常任理事会の議を経て当該給付を行わないことができる。

第9条（規定の改正）

この規定は、常任理事会の承認により変更することができる。

附則

この規程は、昭和61年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成 3年12月18日より施行する。

この規程は、平成10年 9月 3日より施行する。

この規程は、平成26年 4月17日より施行する。